

令和 8 年度第 1 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和 8 年 5 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～ 午後 2 時 19 分
場所	もくせい会館 3 階 301・302 会議室
出席者	田中 愛誠 (会長)、吉野 通正、渡邊 彩、白石 良、板垣 和生、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、佐藤 真史、小川 肇、佐々木 克治、大戸 規彰、北島 浩子、川口 貴枝、萬沢 明 (副会長)、小川 恵子、濱中 供子、宮崎 昭夫
事務局	加藤福生市長、田村福祉保健部長、井上社会福祉課長、矢ヶ崎障害福祉課長、神田介護福祉課長、大川福祉保健部主幹、金子福祉総務係長、有沼福祉総務係主査、石川福祉総務係主査、大橋福祉総務係主任、大久保福祉総務係主事、村野福祉総務係主事、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、今瀬高齢者支援係主査、澤井介護保険係長、木村介護保険係主査

[事前配布資料]

- ・ 事前資料 1 障害者計画・第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の策定について
- ・ 事前資料 2 令和 7 年度第 6 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[当日配布資料]

- ・ 資料 1 令和 8 年度福生市地域福祉推進委員会委員名簿
- ・ 資料 2 福生市地域福祉推進委員会 (事務局) 名簿
- ・ 資料 3 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要
- ・ 資料 4 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第 10 期) の策定について
- ・ 資料 5 令和 8 年度福生市地域福祉推進委員会の開催予定

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回福生市地域福祉推進委員会を開会します。本日は大変お忙しい中、当委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は福祉保健部長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日、田村委員、波多野委員、三井田委員、杉本委員が御都合により御欠席される旨、事前に御連絡いただいております。

2 委嘱状の交付

～委嘱状の交付～

3 会長挨拶

～会長から挨拶～

- 4 「福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の策定について（諮問）

～ 諮問書の手交 ～

- 5 市長挨拶

～ 市長から挨拶 ～

（加藤福生市長、公務により退席）

- 6 議題

（1） 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

会 長： 議題（1）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 「福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定」について、御説明いたします。

事前資料1をお願いいたします。

はじめに、「1 計画策定の背景と趣旨」でございます。

障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活が続けることができるよう、包括的な地域支援体制の構築が、強く求められています。

令和6年3月に策定いたしました現行計画以降の動きといたしまして、「障害者差別解消法」の改正に伴い、令和6年4月から、合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大されました。加えて、令和7年には「手話言語施策の推進に関する法律（通称：手話施策推進法）」が成立するなど、“意思疎通支援に関する施策”も進められております。そして、令和8年3月に、国の新たな基本指針が告示されました。指針の詳細につきましては、後程御説明いたします。

様々な課題がある中、現行計画に基づいて、障害のある方への必要な支援を実施してまいりましたが、現行の計画の計画期間が令和8年度をもって終了することから、令和9年度を初年度とした「福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定いたします。

2ページをお開きください。「2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ」でございます。

障害者基本法による障害者計画が、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

中段の表は障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画のそれぞれの計画の内容、根拠法、また、国や東京都の計画との関係を整理したものでございます。

下段の図表は、障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の関係を施策体系化したものでございます。

図表の左側、障害者計画は、障害者基本法に基づく、記載の各分野にわたる障害者福

祉サービスに関わる諸施策の総括的な計画でございます。

図表の右側、障害福祉計画・障害児福祉計画は、「自立した生活の支援」に関する具体的なサービス見込量等を設定するものでございます。

3 ページから 4 ページにかけては、「3 市町村における成果目標の見直し事項」として、「施設入所者の地域生活への移行」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」など、全 8 項目が掲げられ、具体的かつ定量的な見直し事項が示されております。

5 ページをお願いいたします。「4 主な活動指標」でございます。前述いたしました「市町村における成果指標の見直し事項」と連動した活動指標が示されております。

別添の資料 3 を御覧ください。

本資料は、令和 8 年 3 月 31 日付けで大臣告示されました、改正後の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の概要、すなわち、国の第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画策定に係る基本方針でございます。

市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたり、国が示した基本的な指針でございまして、市では、この指針に基づき、3 か年の計画を策定してまいります。

詳細につきましては、後程お目通しいただければと存じますが、主だった事項を簡単に御説明いたします

1 ページ目の、「2 本指針の構成」を御覧ください。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項として基本的理念や考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

第三 計画の作成に関する事項

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

の全 4 方針から構成されております。

続きまして、2 ページをお開きください。「3 基本指針見直しの主な事項」でございます。

「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」など、全 16 項目でございます。

続きまして、3 ページを御覧ください。「4 成果目標（計画期間が終了する令和 11 年度末の目標）」でございます。こちらは国が示す市町村における成果目標の見直し事項となります。

資料に掲げられた諸課題の解決に向け、障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標を定めてまいります。

最後に 4 ページをお願いいたします。3 ページでお示した成果目標に対する主な「活動指標」でございます。

これらの成果目標並びに活動指標に基づき、地域福祉推進委員会の皆様に御審議を賜

りながら、計画の策定を進めて参りたいと考えております。

なお、事前資料1及び資料3に、「新規」と記載のあるものは、今回新たに設けられたものですが、それ以外につきましては、すでに現計画においても、取組を進めている事項でございますことを補足いたします。

説明は、以上でございます。

会 長： 御意見等がありますか。

委 員： 事前資料1の3ページ「施設入所者の地域生活への移行」について、「令和7年度末施設入所者数の6%以上」と記載されております。私達の施設には約40名の利用者がおり、6%となると大体2.4～5人の方は地域生活に移行とする数字になっています。

現状として重度の方が入所されており、むしろ地域生活への移行が難しい方が入所されてるという実情があります。6%というのは国からの数字ですが、東京都からは入所の問合せがあり、なかなかバランスが難しいです。

地域移行するとすると、「地域移行って何？」というところから始まります。グループホームなのか、地域の中に住宅を借りて住むのか、そのあたりがまだ見えてこないの、実際に「6%以上出しましょう」となった際に受け入れてくれる施設等があるのか、今後の課題として私達も感じております。

私達の施設だと6%はかなりハードルが高いです。毎年の利用者との面談で伺っている中で、「ずっと今の施設が良い」という方もいらっしゃるの、地域で暮らすことが可能な方でも、御本人の意向もある中で、「地域で暮らすことがどのように良いのか」ということをいかに説明するかが課題となっています。

質問ではありませんが、現状を御報告させていただきました。

会 長： 事務局から何かありましたら補足の説明をお願いします。

事務局： 計画の策定に先立ち、令和7年度に当事者の方々を対象にアンケートを実施し、御意見を伺っている一方で、お話にあったように事業所の現状は厳しいものであると感じております。

今回の計画策定に際し、国が示しているものの中に「障害福祉の人材の確保定着」という言葉がございます。対象の方に関する施策だけでなく、そのサービスを提供する側に対するサポートもあわせて推進していかななくてはならないということを感じております。

今後もこの委員会を通じて、また、コンサルとも連携し、効果的かつ効率的に進められる事業にしていきたいと考えております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： 現在の福生市から入所されている方の数を教えてください。あくまで福生市として、現在施設入所者が何人いて、その6%というと何人になりますか。

また、施設入所の費用負担は半分が国で、4分の1は市で、4分の1は東京都になりますが、在宅になった場合、国の費用負担の割合が減るのでしょうか。

福生市が入所者枠を確保し、安心して生活できるようになっている現状において、「地域生活への移行を推進する」という国の方針にはどういった意図があるのでしょうか。

事務局： 施設入所支援サービスの現在の受給者でございますが、福生市では40名いらっしゃいます。

施設入所の費用負担についてですが、施設を退所して一般住宅、又はグループホーム等に入った場合であっても、障害福祉サービスを利用し続けるのであれば、費用負担の割合に変更はございません。

地域生活への移行について、「グループホームや在宅で暮らせる人」がそもそも少ない中で、国から移行を推進する方針が示された背景は測りかねます。

ただ、大事なのは「本人の意向をしっかりと確認し、本人の望まない施設にいる状態を避ける」ことであり、根底にあるものと我々は考えております。

御本人とその御家族の意向で今の入所が適しており、安定しているのであれば、それを変えるということは、我々は考えておりません。国の方針はございますが、市としては御本人とその御家族の安心が最大限重要視しなければいけないものだと考えております。

以上でございます。

会 長：他に御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（２） 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

会 長：議題（２）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）の策定について御説明いたします。

資料 4 を御覧ください。こちらは、厚生労働省で現在進められております、社会保障審議会介護保険部会で本年の 3 月 9 日に示された資料の抜粋でございます。介護保険事業計画の策定について必要な基本指針となりますので、これを基に説明をさせていただきたいと存じます。

はじめに、「1 計画の位置付け」でございます。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は介護保険法第 117 条第 6 項の規定により、一体のものとして策定することとされており、この度、令和 9 年度からの 3 年間に付きましても一体的に計画を策定しようとするものでございます。

高齢者福祉計画については、今後、令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする現行の第 9 期計画の評価・検証を実施し、策定の方針を決定してまいります。介護保険事業計画については、国の示す基本指針がございますことから、その概要等について説明させていただきます。

資料 4 の「2 計画策定のポイントについて」（1）介護保険事業計画の位置づけを御覧ください。

介護保険事業計画の策定にあたっては、介護保険法第 116 条に定められている国の基本指針に基づき、市町村介護保険事業計画が策定され、市町村計画を踏まえて、広域的な視点での都道府県介護保険事業支援計画が策定されるという枠組みとなっております。

市町村が策定する介護保険事業計画は、国の基本指針に即して、年度ごとの種類ごとの介護サービス量及び地域支援事業の見込み等の推計、また、認知症対応型共同生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護等のサービスの必要定員総数、加えて各介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を設定するとされており、最終的には、介護サービス量の

見込みにより、令和9年度から令和11年度までの3年間の介護保険料を設定いたします。

続きまして、裏面（2）第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項を御覧ください。

高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、85歳以上人口が増加することから、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加することが予想されます。

一方で、生産年齢人口は減少することが見込まれております。そのため、第10期計画では、中長期的な推計を実施し、地域の実情に応じ、地域包括ケアシステムの深化や介護人材の確保等、また、介護現場の生産性の向上を図るための施策や目標について、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要とされております。

今後、現行計画の評価・検証を実施し、市としての重点課題等を整理して次期計画の策定を行ってまいります。

説明は以上でございます。

会 長： 御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（3） 令和8年度地域福祉推進委員会のスケジュール（予定）について

会 長： 議題（3）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より令和8年度福生市地域福祉推進委員会のスケジュールについて、御説明いたします。

資料5を御覧ください。

本日は第1回目で記載のありますとおり、先ほど加藤市長から計画の策定についての諮問をさせていただき、それぞれの計画の策定のポイントについても説明させていただきました。

次に、7月、第2回の開催を予定しており、第6期地域福祉計画、第4期バリアフリー推進計画、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）に関わる、令和7年度の進捗状況の報告をさせていただきます。

その後、8月から9月末にかけて、次期計画の策定に係る審議等を、2回程度予定しております。

10月には、審議していただきました内容を計画の案という形でまとめさせていただき、委員会から市に対して答申をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、いただきました答申につきましては、議会等に報告をいたしまして、12月中旬頃から翌1月にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民の方に意見を求める形になります。パブリックコメントを踏まえ、修正点を説明させていただき、その後の詳細な調整は事務局に一任いただき、市の内部で確認等をさせていただいた後、議会への報告を経て、計画を策定するという流れになっております。

計、年度中に6回程度の委員会開催を予定しております。

なお、進め方につきましては、委員会で皆様の御意見をいただきながら、随時修正さ

せていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、御説明させていただいた内容はあくまで予定でございますが、審議の状況等により、実施時期や委員会の開催回数などは変わることもあるかと思いますが、概ねこのスケジュールで進めさせていただく旨、御承知おきいただければと思っております。

説明は以上でございます。

会 長： 御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。事務局にお返しします。

7 その他

(1) 令和7年度第6回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局： 事前資料2の「令和7年度第6回福生市地域福祉推進委員会会議要録」を御確認ください。こちらは前回の2月6日（金）に開催しました、第6回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。

おおむね6月4日頃に福生市ホームページにおいての公開を予定していますので、お気づきの点等ありましたら、後日でも構いませんので御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 令和8年度第2回福生市地域福祉推進委員会の開催について

事務局： 第2回福生市地域福祉推進委員会は、令和8年7月13日（月）午後1時30分から、会場はこちら、もくせい会館3階301・302会議室を予定しています。皆様の机上に通知を御用意いたしましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(3) その他（成年後見制度に関する講演会の御案内）

事務局： この場をお借りしまして、社会福祉課より、成年後見制度に関する講演会の御案内をさせていただきます。

机上に配布させていただいております、カラー両面刷りのチラシを御覧ください。

福生市における成年後見制度の利用促進については、昨年度、皆様に御協力いただき策定しました、第7期福生市地域福祉計画に包含される福生市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、進めているところでして、本計画では、市民後見人の養成について進めていく旨計画しているところでございます。

この市民後見人の養成については、西多摩地域共通の課題として捉えておりまして、令和8年度より、西多摩8市町村で構成される西多摩地域広域行政圏協議会の共同事業として、市民後見人養成推進事業を実施することとなりました。令和8年度では、西多摩地域の住民、関係者を対象とした成年後見制度に関する講演会を行うこととし、本日御案内する講演会が、その講演会でございます。

講演会の内容でございますが、「成年後見制度の現状と市民後見人の役割について」をテーマとしまして、講師を、一般社団法人地域後見推進センター理事、東京大学大学院教育学研究科特任専門職員の東啓二さんをお願いしております。

日時は、6月30日火曜日、午後2時から4時まで、会場は青梅市にありますS&Dた

まぐーセンター（青梅市文化交流センター）1階多目的ホールでございます。

成年後見制度については、国において、制度の見直しに向け、関係法案が今国会に提出されており、転換期を迎えております。そのような中での貴重な講演になると思いますので、お時間ございましたら、ぜひ御聴講いただければと存じます。

なお、本講演会は、事前申し込み制となっております。御聴講いただける方は、お手数でございますが、チラシ記載の二次元コードから、または、福生市社会福祉課福祉総務係への電話連絡によりまして、6月17日（水）までにお申し込みをお願いいたします。

説明は以上でございます。

8 閉会

事務局： 以上で終了します。ありがとうございました。

（午後2時19分 閉会）